

松戸市立小金中学校 PTA会則

令和6年2月5日改定

松戸市立小金中学校PTA会則

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は松戸市立小金中学校PTAと称し、所在地を同中学校内（住所：千葉県松戸市新松戸北2-6-11）とし、ここに事務局を置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の目的を遂行する。

1. 保護者と教職員が協力して生徒の健全な成長発達を助成し、幸福を増進することを目的とする。
2. 保護者と教職員が共に学び、よき保護者、よき教職員となるよう努力する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を守る民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為を行わない。
2. 本会又は本会の役員の名で、公私の選挙に立候補しない、或いは候補者を推薦しない。
3. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けてはならない。
4. 学校教育全般の討議はするが、学校の直接管理及び人事に干渉するものではない。

第4章 活動

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校教育上必要な施設と環境の整備をはかる。
2. 家庭・学校・地域における生徒の福祉を増進する。
3. 家庭・学校・地域の相互の連絡を緊密にとり、三者間で協力する。
4. 民主的教育に対する理解を深める。
5. 生徒の心身の健全な発達をはかる。
6. 生徒の補導・保護につとめる。
7. 会員相互の融和と研修をすすめ、文化生活の向上に努力する。
8. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
9. その他学校教育発展のため必要な活動を行う。

第5章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織し、常に平等の権利と義務を有する。

1. 本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる人（以下保護者）
2. 本校に勤務する教職員（以下教職員）

第6条 会員は本会の全ての会議の傍聴ならびに全ての帳簿の閲覧をすることができる。

第7条 会員は第38条に定める会費を負担する。

第6章 役員および会計監査

第8条 本会に次の役員および会計監査をおく。

1. 役員

会長（保護者より1名）

副会長（保護者より2名、教職員より1名、ただし原則教頭とする）

会計（保護者より2名、教職員より1名）

書記（保護者より2名、教職員より1名）

2. 会計監査（保護者より2名、教職員あるいは学校長が推す地域の方より1名）

第9条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、総会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 書記は会議の通知をし、議事その他の正確な記録および事務的な処理をする
4. 会計は総会で承認された予算に基づき、一切の会計事務を処理し、会計報告をする。
5. 会計監査は本会の会計について監査し、総会に報告する。任務の詳細は別途会計監査規定に定める。

第10条 保護者よりの役員を選出するために選考委員会をおく。選考委員会は別途定める細則に則って次年度の役員候補者を選出し、信任投票を実施しなければならない。役員候補者は全会員の過半数の信任をもって承認されたものとし、選考委員会は確定後速やかに会員に通知しなければならない。

第11条 教職員よりの役員並びに会計監査は学校長がこれを指名する。

第12条 会長は会計監査の候補として保護者2名を指名し、運営委員会において承認を受けるものとする。選考委員会は会計監査の承認後速やかに会員に通知しなければならない。

第13条 役員および会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし原則として2年を超えて続けることはできない。また総会に関する任務は1年の任期を超えて次年度定期総会まで継続される。

第14条 欠員が生じた場合は、補欠として役員会で推薦し、運営委員会で承認する。その任期は前任者の残任期間とする。

第15条 教職員には第13条および第14条の規定を適用しない。

第7章 学校長

第16条 学校長は学校運営の最高責任者として、すべての会議に出席し、発言することができる。

第8章 顧問

第17条 本会に顧問を若干名おくことができる。

第9章 会議

第18条 本会は次の会議をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 専門委員会

第19条 会議は当該会議の構成員の過半数の出席をもって成立とする。ただし総会は第22条・第25条の規定に則る。

第20条 会議の決議は全て出席者の過半数の同意によって可決とする。ただし、総会における会則の改廃、運営委員会における細則、規定、内規等の改廃は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第1節 総会

第21条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。ただし、議決権は1世帯1名に付与するものとする。

第22条 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は原則として年1回とし、年度始めに会長がこれを招集する。臨時総会は運営委員会が認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第23条 定期総会は次のことを行う。

1. 前年度事業報告の審議ならびに承認
2. 前年度決算報告の審議ならびに承認
3. 会計監査報告
4. 当該年度事業計画の審議ならびに承認
5. 当該年度予算の審議ならびに承認
6. 会則等の改廃の審議と議決
7. その他必要と認められた事項の報告・審議ならびに決定

第24条 総会の開催にあたって議事を明記し、開催5日以前に会員に通知する。ただし臨時総会はこの限りでない。

第25条 総会は委任状を含む会員の3分の1以上の定員数をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって可決とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、会則の変更は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第26条 総会の議長は役員並びに会計監査を除く出席会員の中から保護者1名、教職員1名を選出する。

第27条 総会の記録は書記が行い、議長及び出席者2名がこれに署名捺印する。

第2節 役員会

第28条 役員会は役員で構成され、会長が招集し、次のことを行う。

1. 総会および運営委員会に提出する議案・協議題の立案
2. 予算の編成および審議
3. 決算書の作成
4. 委員会等本会の各組織の連絡調整
5. 細則および内規等の起案
6. 対外機関との連絡調整
7. 生徒ならびに会員の慶弔にかかわる措置
8. 緊急事項にかかわる措置と報告
9. 松戸市少年補導員の選出
10. その他本会の運営にかかわる必要事項

第29条 必要に応じて各委員会の委員長、委員、その他関係者を役員会に出席させることができる。

第3節 運営委員会

第30条 運営委員会は原則として役員、各専門委員会の委員長をもって構成され、年5回、会長がこれを招集する。

第31条 運営委員会は次のことを行う。

1. 役員会により付された提案についての審議および決定
2. 専門委員会より付された議案の審議および決定
3. 会則および総会決定に違反しない議案の審議及び決定
4. その他本会の運営に必要な事項

第4節 専門委員会

第32条 専門委員会については細則に規定する。

第10章 会計

第33条 本会の会計は次のものをもってこれに充てる。

1. 会費
2. 事業収入
3. その他

第34条 会費は1世帯、1教職員につき月額200円とする。

第35条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外には使用してはならない。

第36条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 附則

第37条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって変更できる。

第38条 本会の運営に関し必要な細則、規定、内規等は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定或いは変更することができる。会長は議決後速やかに会員にその内容を通知しなければならない。

第39条 本会の慶弔規定は別に定める。

第40条 本会は第4条8項の趣旨に則り、松戸市PTA連絡協議会に加盟する。

第41条 本会則は平成22年4月1日より施行する。

第42条 本会則は平成23年4月15日より施行する。

第43条 本会則は平成26年4月1日より施行する。

第44条 本会則は令和6年2月5日より施行する。

(学年委員会および拡大学年委員会、特別委員会の廃止)